

幼稚園・保育所等の保育料改定（案）

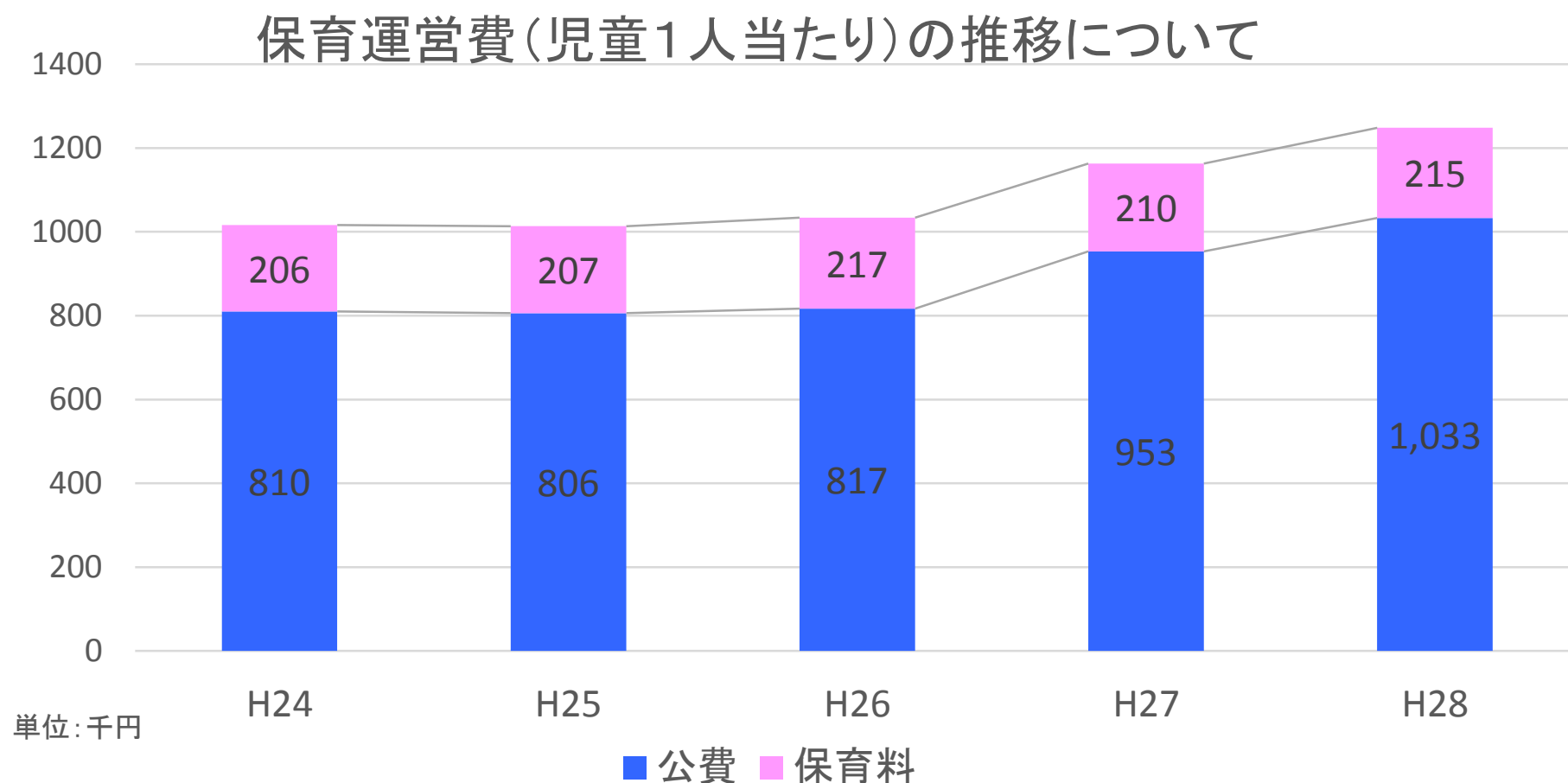
①改定の経緯

柏原市では従来から、国が定める一般的なモデル世帯の収入等から算定された保育料の上限額（以下、『国基準額』とします。）より低く保育料を定めており、差額分を市の公費で負担することで、利用者の経済的負担を軽減してきました。

しかし、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が導入され、職員配置の改善といった質の向上に取り組んできたことや小規模保育事業による受け入れ枠の拡充などにより、児童 1 人あたりの保育コストが増加傾向にあります。（下記グラフをご参照ください。）

また、今後更に増加が見込まれる保育需要に対応する必要があるため、今後各施設の建て替えや老朽化に伴う大規模な修繕が必要となってくることが想定されます。

市の財政状況が非常に厳しい中、今後も安定的・継続的に保育を提供していくため、公的負担と利用者負担の適正化を図る必要があることから、この度、保育料の改定を検討しています。



②改定内容

(ア) 公立幼稚園の保育料について

まず、公立幼稚園の保育料についてみてみますと、子ども・子育て支援新制度が導入された平成 27 年度に改定し、利用者の経済的負担が急激に増加しないよう経過措置を設け、平成 30 年度まで段階的に金額を引き上げているところです。今回の改定の検討にあたり、経過措置終了後の平成 30 年度保育料収入がいくらになるかを平成 29 年度全在園児の状況を基に試算したところ、現在は国基準額の約 75%となっています。このため、公立幼稚園の保育料につきましては、国基準額の 75%が現時点では妥当な水準であると考えており、現行どおりとする予定です。

(イ) 保育所等の保育料について

次に、保育所等の保育料につきましては、子ども・子育て支援新制度が導入された平成 27 年度に、世帯の所得状況の確認方法を、所得税方式から市町村民税方式へ改定しましたが、保育料の値上げは行っておりませんでした。今回の改定の検討にあたり、平成 29 年度収入がいくらになるか試算したところ、国基準額の約 68.5%となっております。

近年の保育ニーズの高まりから利用児童が増加し、それに比例して運営費等の市の負担額が増加しており、これからも保育を安定的・継続的に維持していくためには、市などの公的負担と利用者負担の適正化を図っていく必要があると考えております。

公立幼稚園の保育料が平成 30 年度は国基準額の約 75%となることを考慮し、公平な受益者負担の観点から保育所等の保育料につきましても同様に国基準額の約 75%になるよう試算した結果、現行の保育料単価に対して約 9.8%増の改定となる見込みとなりました。

改定前及び改定後の保育料表は次ページのとおりとなります。

現行の保育所等保育料徴収基準額表（平成29年4月現在）

階層	定 義		3歳未満		3歳		4歳以上	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0
2A	市町村民税非課税世帯（軽減措置）		0	0	0	0	0	0
2B	市町村民税非課税世帯		900	900	600	600	600	600
3A	市町村民税所得割非課税世帯（軽減措置）		0	0	0	0	0	0
3B	市町村民税所得割非課税世帯		8,000	7,900	5,400	5,300	5,400	5,300
4A	市町村民税所得割額	48,600 円未満(軽減措置)	5,550	5,450	4,250	4,200	4,250	4,200
4B		48,600 円未満	11,100	10,900	8,500	8,400	8,500	8,400
5A		63,000 円未満(軽減措置)	7,500	7,350	6,000	6,000	6,000	6,000
5B		63,000 円未満	15,000	14,700	12,400	12,200	12,400	12,200
6A		77,101 円未満(軽減措置)	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
6B		80,100 円未満	22,000	21,600	21,500	21,100	21,500	21,100
7		120,000 円未満	25,900	25,500	23,300	22,900	23,200	22,800
8		151,000 円未満	36,000	35,400	27,600	27,100	23,200	22,800
9		180,000 円未満	44,500	43,800	27,600	27,100	23,200	22,800
10		220,000 円未満	49,100	48,300	27,600	27,100	23,200	22,800
11		250,000 円未満	56,800	55,900	27,600	27,100	24,000	23,600
12		280,000 円未満	58,000	57,000	28,600	28,100	24,600	24,200
13		301,000 円未満	59,000	58,000	29,600	29,100	26,000	25,600
14		397,000 円未満	60,000	59,000	29,600	29,100	26,000	25,600
15		397,000 円以上	62,000	61,000	30,000	29,500	27,000	26,500



平成30年4月から施行予定の保育所等保育料徴収基準額表（案）

階層	定 義		3歳未満		3歳		4歳以上	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0
2A	市町村民税非課税世帯（軽減措置）		0	0	0	0	0	0
2B	市町村民税非課税世帯		1,000	1,000	700	700	700	700
3A	市町村民税所得割非課税世帯（軽減措置）		0	0	0	0	0	0
3B	市町村民税所得割非課税世帯		8,800	8,700	5,900	5,800	5,900	5,800
4A	市町村民税所得割額	48,600 円未満(軽減措置)	6,100	6,000	4,650	4,600	4,650	4,600
4B		48,600 円未満	12,200	12,000	9,300	9,200	9,300	9,200
5A		63,000 円未満(軽減措置)	8,250	8,050	6,000	6,000	6,000	6,000
5B		63,000 円未満	16,500	16,100	13,600	13,400	13,600	13,400
6A		77,101 円未満(軽減措置)	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
6B		80,100 円未満	24,200	23,700	23,600	23,200	23,600	23,200
7		120,000 円未満	28,400	28,000	25,600	25,100	25,500	25,000
8		151,000 円未満	39,500	38,900	30,300	29,800	25,500	25,000
9		180,000 円未満	48,900	48,100	30,300	29,800	25,500	25,000
10		220,000 円未満	53,900	53,000	30,300	29,800	25,500	25,000
11		250,000 円未満	61,000	60,100	30,300	29,800	26,400	25,900
12		280,000 円未満	61,000	60,100	31,400	30,900	27,000	26,600
13		301,000 円未満	61,000	60,100	32,500	32,000	28,500	28,100
14		397,000 円未満	65,900	64,800	32,500	32,000	28,500	28,100
15		397,000 円以上	68,100	67,000	32,900	32,400	29,600	29,100

ご意見を募集します！

幼稚園・保育所等の保育料改定について、ご提案・ご意見をお送りください。

住所・氏名・連絡先を明記のうえ、下記送付先まで持参・郵送・ファックス・メールでお送りください。（匿名や電話での受付はしていません。）

送付先 〒582-8555 柏原市安堂町1-55 こども育成課保育幼稚園係（市役所本庁1階23番窓口）

F A X : 973-3782 メール : jidoufukushi@city.kashiwara.lg.jp

期 間 10月11日（水）～31日（火）〔必着〕

※いただきました内容については、個人情報を除き公表されることがあります。また、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。